

平成18年5月18日

各 位

会 社 名 株式会社ソフト99コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 橋本 眞三
(コード番号 4464 東証第二部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 土堤内 清嗣
(TEL. 06-6942-8761)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会におきまして、平成18年6月29日開催予定の当社第52期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
 - (1) 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
 - (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考資料等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
 - (3) 緊急時及び議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とし、取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなす書面決議制度を導入するための規定を新設するものであります。
 - (4) 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
 - (5) 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるように、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
 - (6) その他、会社法が施行されることに伴い、規程の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。
- ②「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、公告の利便性向上のため当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を、別紙の変更案のとおり、改めようとするものであります。

3. 日程

本定款変更は、平成18年6月29日開催の第52期定時株主総会に提案する予定であります。

以上

【 別 紙 】

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (新 設) (公告の方法) <u>第4条</u> 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 (発行する株式の総数) <u>第5条</u> 当会社の発行する株式の総数は、60,000,000株とする。 (新 設) (自己株式の取得) <u>第6条</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。 (1単元の株式数および単元未満株券の不発行) <u>第7条</u> 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。 ② 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。 (新 設) (新 設)	第1章 総 則 (機関) <u>第4条</u> 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1.取締役会</u> <u>2.監査役</u> <u>3.監査役会</u> <u>4.会計監査人</u> (公告方法) <u>第5条</u> 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 第2章 株 式 (発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。 (株券の発行) <u>第7条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) <u>第8条</u> 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 (単元株式数および単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当会社の単元株式数は、100株とする。 ② 当会社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 (単元未満株式についての権利の制限) <u>第10条</u> 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1.会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2.取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>3.株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4.第11条に定める請求をする権利</u> (単元未満株式の買増し請求) <u>第11条</u> 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に対して請求(以下「買増し」という。)することができる。ただし、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

現 行 定 款	変 更 案
(<u>名義書換代理人</u>) <u>第8条</u> 当会社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 ② <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて選定する。 ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は名義書換代理人において取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) <u>第9条</u> 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り等株式に関する手続ならびに手数料</u>については、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規程による。 (基準日) <u>第10条</u> 当会社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもつて、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> ② <u>前頁、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u> 第3章 株 主 総 会 (招集時期) <u>第11条</u> (条文省略) (新 設) (招集者および議長) <u>第12条</u> (条文省略) ② (条文省略) (新 設) (決議の方法) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によつて行う。 ② <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によつて行う。</u>	(<u>株主名簿管理人</u>) <u>第12条</u> 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 ② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて選定する。 ③ 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人において取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> (株式取扱規程) <u>第13条</u> 当会社の株式に関する手続および手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。 (削 除) 第3章 株 主 総 会 (招集時期) <u>第14条</u> (現行どおり) (定時株主総会の基準日) <u>第15条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u> (招集権者および議長) <u>第16条</u> (現行どおり) ② (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (決議の方法) <u>第18条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもつて行う。 ② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもつて行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使) <u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) <u>第15条</u> (条文省略) (取締役の選任方法) <u>第16条</u> 当会社の取締役は、株主総会において選任する。 ② 取締役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって行う。</u> ③ (条文省略) (取締役の任期) <u>第17条</u> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。 (代表取締役および役付取締役) <u>第18条</u> 当会社は、<u>取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</u> ② <u>取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u> (取締役会の招集) <u>第19条</u> (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略) (取締役会の決議方法) <u>第20条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数<u>によって行う。</u> (新 設) (新 設)	(議決権の代理行使) <u>第19条</u> 株主は、当会社の議決権を有する<u>他の株主1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) <u>第20条</u> (現行どおり) (取締役の選任方法) <u>第21条</u> (現行どおり) ② 取締役の選任<u>決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ (現行どおり) (取締役の任期) <u>第22条</u> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。 (代表取締役および役付取締役) <u>第23条</u> 取締役会は、<u>その決議をもって代表取締役を選定する。</u> ② <u>取締役会は、その決議をもって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (取締役会の招集) <u>第24条</u> (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) (取締役会の決議方法) <u>第25条</u> 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> (取締役会の決議の省略) <u>第26条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役の報酬等) <u>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) <u>第21条</u> 当会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当会社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任に関し、同条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) <u>第22条</u> (条文省略) (監査役の選任方法) <u>第23条</u> (条文省略) ② 監査役の選任は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (監査役の任期) <u>第24条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。 (常勤監査役) <u>第25条</u> 監査役は、<u>互選により常勤監査役を定める。</u> (監査役会の招集) <u>第26条</u> (条文省略) (監査役会の決議方法) <u>第27条</u> (条文省略) (新 設) (監査役の責任免除) <u>第28条</u> 当会社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。 (新 設) (新 設)	(取締役の責任免除) <u>第28条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。 ② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数) <u>第29条</u> (現行どおり) (監査役の選任方法) <u>第30条</u> (現行どおり) ② 監査役の選任は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (監査役の任期) <u>第31条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する</u>時までとする。 (常勤の監査役) <u>第32条</u> 監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を<u>選定する。</u> (監査役会の招集) <u>第33条</u> (現行どおり) (監査役会の決議方法) <u>第34条</u> (現行どおり) (監査役の報酬等) <u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。 (監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。 ② 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u> 第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第37条</u> 会計監査人は株主総会の決議をもって選任する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(会計監査人の任期) 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>
(新 設)	(会計監査人の報酬等) 第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
(新 設)	(会計監査人の責任限定契約) 第40条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
(営業年度) 第29条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u>	(事業年度) 第41条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u>
(利益配当金) 第30条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u>	(期末配当および基準日) 第42条 <u>当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。</u>
(中間配当金) 第31条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5に規定する金銭の分配(中間配当という。)をすることができる。</u>	(中間配当および基準日) 第43条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</u>
(除斥期間) 第32条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u>	(除斥期間) 第44条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>

(注) 上記変更案は、平成18年5月18日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成18年6月29日開催予定の第52期定時株主総会に提案する際には、文言の修正等をおこなう場合があります。